

議 長 日程第5「議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の主な改正点でございます。現行の地域包括支援センターの職員の員数について、こちらは3職種についての基準についてはそのまま、改正後においてもですね、3職種の基準についてはそのまま残りまして、第1号被保険者の数に応じて…部分ではございますが、昨今の人材の不足も踏まえまして、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会の中で必要と認める場合については、職員の員数について常勤換算方法を可能とすることで、職員の配置基準を緩和するものでございます。

それでは、参考資料1の新旧対照表によって御説明をいたします。1ページ

を御覧ください。右に現行欄、左に改正欄でございます。現行欄の第5条の6行目、「専らその職務に従事する常勤の職員の員数」の次に、改正欄の下線部分、下から3行目でございます。「が第1号被保険者の員数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法が」が加わり、改正となります。

続いて、2ページを御覧ください。第6条になります。2行目、下線文、現行欄の「ロ（2）」が先ほど5条にて新たな条文が加わったことにより、改正欄では「イ」に改正され、第15条第1項第1号においても同様の改正が行われます。

それでは、2枚戻っていただいて、改正本文の2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。また、資料2として、11月15日、議会全員協議会にて説明いたしました資料を添付しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑なしと認め、討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第56号松田町地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。